

2022年9月16日

介護老人保健施設総合補償制度 VII-2. 感染症補償制度

居宅介護事業者補償制度 III-2. 感染症補償制度

加入施設・事業者各位

株式会社全老健共済会

新型コロナウイルス感染症における入院の特別取扱いの見直しに関するご案内

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が未だ猛威を振るう中、現場最前線でご活躍されている皆さまには敬意と感謝を申し上げます。まだまだ予断を許す状況ではございませんが、職員の皆様方におかれましても、どうぞご自愛くださいますようお願い申し上げます。

＜見直しの背景等＞

さて、新型コロナウイルス感染症数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合がこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。そして、今般、政府により2022年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。こうした状況変化も踏まえ、感染症補償制度（介護老人保健施設総合補償制度 VII-2. 感染症補償制度、及び、居宅介護事業者補償制度 III-2. 感染症補償制度）に関しまして、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」によるお支払い対象が以下の通り見直しされることとなりました。

＜見直し前＞

新型コロナウイルス感染症については、自宅や宿泊施設において医師等の管理下で療養を行った場合についても、保険約款上の「入院」と同等に取り扱い、入院補償金をお支払いする「みなし入院」を実施しております。

＜見直し後＞

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、医師等の管理下で療養を行った重症化リスクの高い以下の方についてのみ「みなし入院」が適用されることとなります。

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- 妊婦

※ 契約始期日に関わらず同様の取扱いとなります。

※ 2022年9月25日（日）以前に診断された方については、上記の対象とならない方もお支払い対象となります。

詳細は、全老健団体保険制度の引受保険会社であります東京海上日動火災保険株式会社の【新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について（ニュースリリース）https://www.tokiomarinenichido.co.jp/company/release/pdf/220909_02.pdf】をご確認ください。

以 上

本件お問合せ先：全老健共済会 保険事業課 担当：亀田・田邊

電話番号：03-5425-6900 FAX 番号：03-5425-6901